

信州大学と長野県建築士事務所協会との協働・連携について

2025.11.6（一社）長野県建築士事務所協会

本年度、建築士事務所協会が創立 50 周年の節目を迎えました。現在、建築士事務所を取り巻く様々な課題を解決し複雑化する社会の要請に応えるため、この度の、連携協定の締結を契機として、人材育成や研究開発分野において、連携・協働を深めてまいりたいと考えています。

1 現 状

【業界の現状】

- ・ 建築士数は近年増加傾向にあるものの、建築士事務所数は減少傾向にあり今後急速に減少する可能性があります。
- ・ 設計、工事監理業務を業として行う建築士事務所に所属する建築士の約 7 割が 50 代以上であり、所属建築士が急速に減少する可能性があります。
- ・ 1 級建築士の合格率が低位であり、かつ実務経験のない合格者が増加しています。

【学生の課題】

- ・ 建築を学ぶ学生が実社会で必要とされる実践的スキルを習得する機会の不足
- ・ 卒業後のキャリアパスや地域での就職先に関する情報不足
(地元の設計事務所を知る機会が少ない。)
- ・ 最新の技術動向や実務現場の課題を学ぶ実践的な場の不足
(地域と建築の実際を知る機会が少ない。)

【業界・社会の課題】

- ・ 建築士事務所の人材不足・後継者不足の解消
- ・ 省エネ (ZEH・ZEB)、耐震化、木材利用促進など社会の多様なニーズへの対応
- ・ 大規模地震など激甚災害発生時の対応、空き家対策、伝統的建造物の保存、インバウンドを取り込む魅力あるまちづくり (地域活性化) などの社会課題の解決に向けた建築士の資質向上
- ・ 建築 DX (建築 BIM・AI の利用) に伴う、建築士事務所の先端技術の円滑な導入
- ・ 20 代・30 代の建築士試験合格者の即戦力の強化

2 建築士事務所及び長野県建築士事務所協会の役割

建築士事務所協会は、建築士が報酬を得て業務を行うために知事登録が必須の建築士事務所の開設者を会員とする法律に定められた業界 (業務) 団体であり、建築士事務所の業務の適正な運営と建築主の利益の保護を目的とする公益性の高い団体です。

【建築士事務所】 ※以下「法」は建築士法

建築士が報酬を得て業務を行った場合は建築士事務所の知事登録が必要 (法第 23 条)

※知事の指定を受け、建築士事務所協会が建築士事務所の登録業務を実施しています。

【建築士事務所協会】

建築士事務所協会は、建築士事務所の業務の適正な運営と建築主の利益を保護する団体として法律に位置付けられた団体 (法第 27 条の 2)

事務所の開設者が協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。（法第 27 条の 3）

（参考）建築士会：建築士の品位の保持及び業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに社員の指導及び連絡事務を行うことを目的とする団体（法第 22 条の 4）

【建築士事務所協会の業務】

法律に規定された建築士事務所協会の業務（法第 27 条の 2）は次のとおり。

- ・ 建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告等
- ・ 建築主等からの苦情の解決
- ・ 建築士事務所の開設者及び所属建築士に対する研修
- ・ 上記の目的を達成するために必要な業務

4 連携事業案とメリット

この連携が実現することで、学生は実社会での学びを深め、事務所協会は次世代の担い手を育成できるという、相互に価値のある関係を構築できます。

また、地域社会においても、建築を通じた様々な課題解決に貢献できることが期待されます。

- 【事業（案）】**
- 実務研修（インターンシップ）
 - 先端技術の活用
 - 研究開発・実証事業への協力

	学生・大学	事務所協会
事業のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実社会との接点による実践的な学びの機会獲得 ・ 地域の建築課題に取り組む実践的研究の場の確保 ・ 卒業後の県内就職先の選択肢拡大と地域定着の促進 ・ 最新の業界動向や実務上の課題を学ぶ機会の獲得 ・ 研究成果の実社会への還元と実用化の加速 ・ 新たな産学連携プロジェクトの創出や産学連携の継続性に寄与 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の人材確保と後継者育成の基盤構築 ・ 学術的知見を活かした業務の高度化・効率化 ・ 先端技術の円滑な導入と実務への応用 ・ 若手建築士の育成による業界活性化 ・ 大学との連携による社会的信頼性の向上
連携の強み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務課題と学術研究の融合による新たな価値創造 ・ 両者の情報交換が容易にできる場の共有 ・ 地域貢献の推進 （「建築学科と業界団体」の協力による地域特有の課題解決、地域の建築文化や技術の継承・発展への貢献） ・ 学生と実務研修受入先のマッチングの効率化 ・ 大学生、院生の希望に沿った建築士事務所との調整を省力化 ・ 個々の事務所の事情に左右されず、安定・持続した実務研修先の確保 ・ 研究の推進・実用化の促進 ・ 県内全地域に事務所協会の支部（会員事務所）があり、研究フィールドの選択肢が拡大 	

【参考資料】

1 建築士不足と高齢化 (以下の数値は、全て国土交通省の公表資料による。)

(表1) 建築士事務所数・建築士数

年	全 国			県 内			1 級 建築士数	2 級 建築士数
	1 級	2 級	計	1 級	2 級	計		
H29	77,425	26,334	103,759	1,537	633	2,170	366,755	761,558
H30	76,388	25,869	102,257	1,510	632	2,142	369,849	766,446
R1	75,451	25,442	100,893	1,491	605	2,096	373,490	771,246
R2	74,732	25,095	99,827	1,468	605	2,073	371,184	775,032
R3	73,958	24,997	98,955	1,461	600	2,061	373,022	779,810
R4	73,036	24,700	97,736	1,433	587	2,020	375,084	785,017
R5	70,725	24,054	94,779	1,408	573	1,981	378,337	790,388
R6	69,978	23,866	93,844	1,374	571	1,945	381,303	793,212

(表2) 年代別所属建築士数 (R3.4.1) 139,850 人

年代	所属建築士数	構成率 (%)
20 代	1,523	1
30 代	14,008	10
40 代	29,526	21
50 代	35,514	25
60 代	37,366	27
70 代～	21,913	16

(表3) 1級建築士合格者数

年度	受験者数	合格者数	合格率 (%)	平均年齢
R 1	29,741	3,571	12.0	公表なし
R 2	35,783	3,796	10.6	30.3
R 3	37,907	3,765	9.9	30.5
R 4	35,052	3,473	9.9	30.1
R 5	34,479	3,401	9.9	29.5
R 6	34,237	3,010	8.8	29.0

※R6合格者のうち実務経験のない者 1,105 人 (36.7%)

(表3付表) 平成30年改正建築士法に基づき受験可能となった者

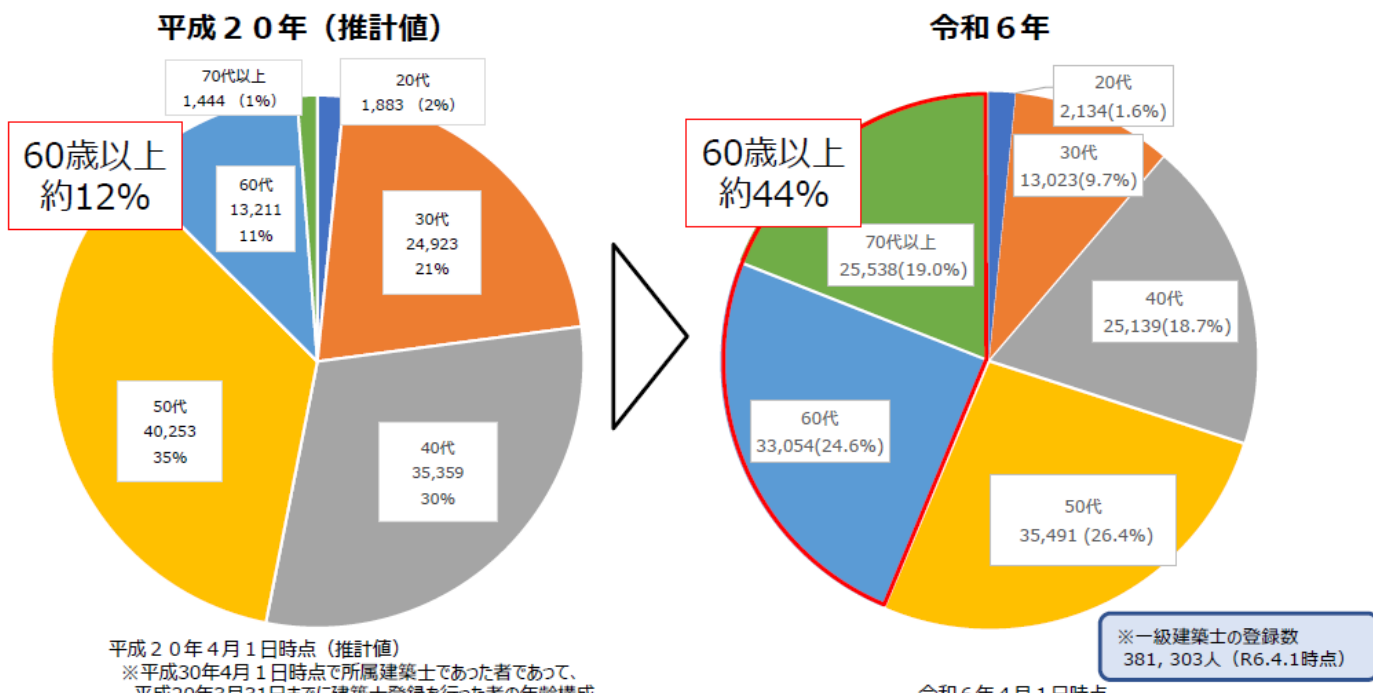
	合 格 者		
	人数	割合 (%)	平均年齢
合 計	3,010	100.0	29.0
従来制度で受験可能であった者 ※1	1,905	63.3	31.1
新制度で受験可能となった者 ※2	1,105	36.7	25.4

※1 H30改正前の建築士法に基づく受験資格要件で定める実務経験年数を満たしている者

※2 新制度で受験可能となった者

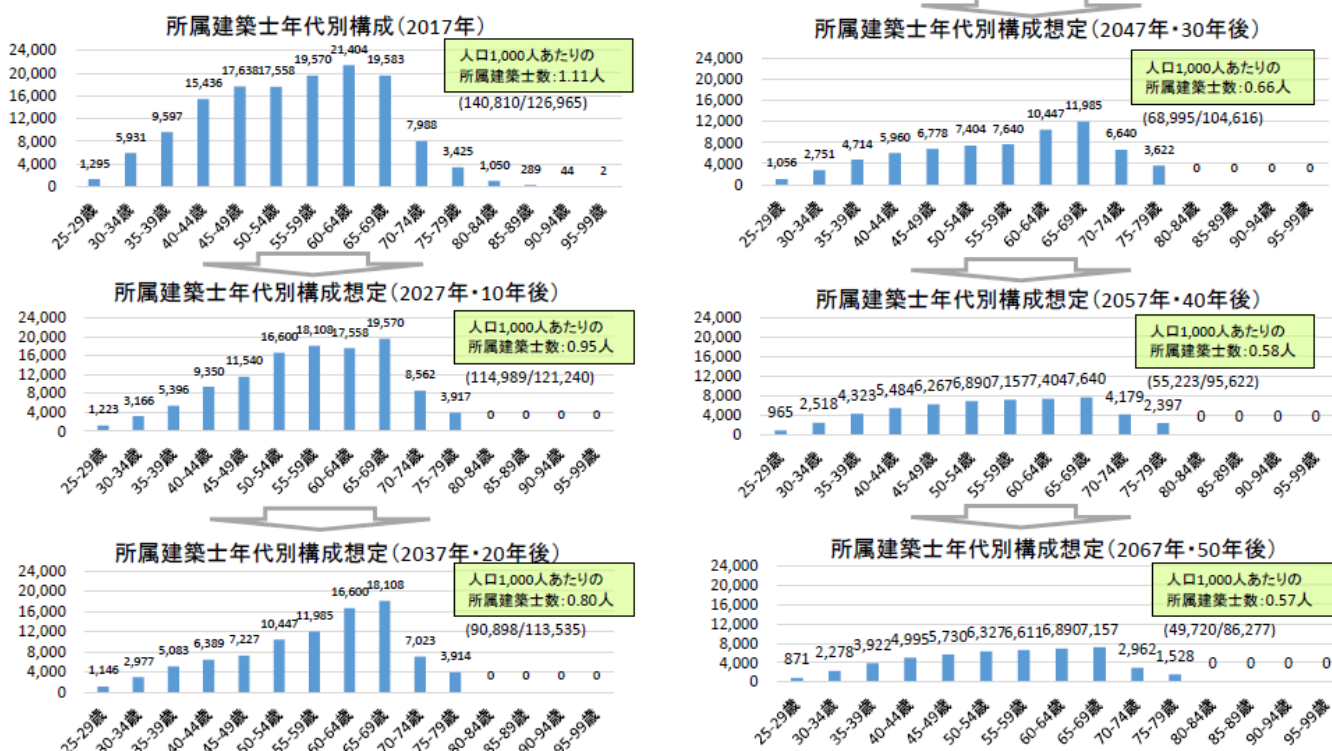
一級建築士(所属建築士)の年齢構成の変化

○平成20年以降、一級建築士(所属建築士)の高齢化が進んでおり、令和6年時点で60代以上の割合が4割(15年前と比べ約3.6倍)。



一級建築士(所属建築士)の今後の見込み

- 現在の傾向が維持される場合、所属建築士数は30年後には半減する見込み(14.0万人→6.9万人)。
- 人口減少を勘案した人口1000人当たりの所属建築士数も4割減(1.11人/千人→0.66人/千人)。



①【継続】大規模地震対策の強化について

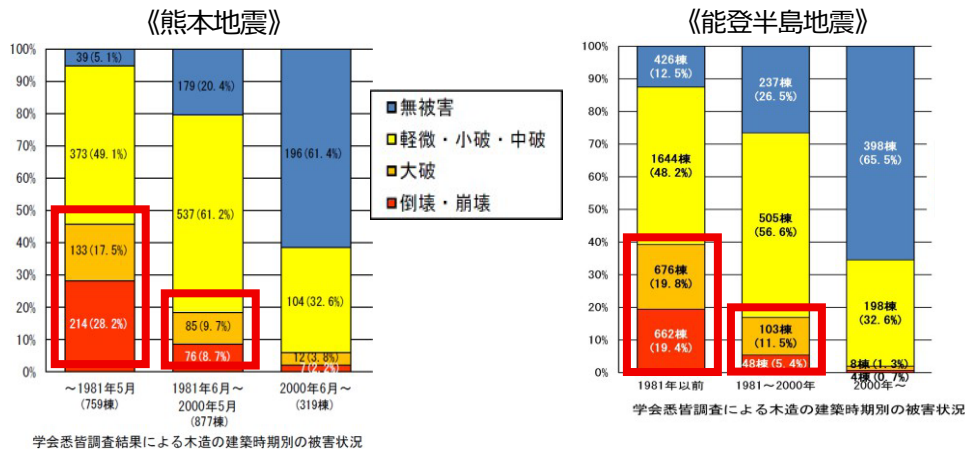
当協会では、県からの要請を受け、建築士会及び建築物防災協会とともに、木造住宅耐震診断推進協議会を組織し、平成14年から約25,000件の住宅及び避難施設の耐震診断を実施してきました。

しかし、国、県及び市町村の支援事業により、県内の住宅耐震化率が86%まで上昇した一方で、高齢化率が高い自治体や中山間地域では依然として耐震化が進んでいない状況にあります。

【当協会における取組】

- ・耐震化に対する広報事業 信州住宅フェア2025へのブース出展（10月・長野）
- ・シンポジウムの開催（10月・松本市）
- ・各支部における広報活動（箕輪町、諏訪市）

① 令和6年能登半島地震における住宅被害について



② R7.7.17 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の一部改正

- ・令和17年までに住宅の耐震化を概ね完了（現在：国90%、県86%）
- ・地方公共団体・関係団体は、昭和56年（1981年）6月1日から平成12年（2000年）5月31日までに建築された木造住宅（グレーゾーン）の耐震性能検証を所有者等に促すこと。等

【県内市町村の耐震化率に大きな乖離】 ※国土交通省HPから

- ・50%未満(8) 売木村、泰阜村、大鹿村、王滝村、阿南町、麻績村、筑北村、野沢温泉村
- ・50%以上 75%未満(30) 飯山市、東御市、小海町、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、御代田町、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、辰野町、箕輪町、松川町、平谷村、天龍村、喬木村、豊丘村、南木曾町、大桑村、山形村、朝日村、上松町、生坂村、朝日村、高山村、木島平村、信濃町、栄村

③ R7.7.1 南海トラフ地震防災対策推進基本計画変更

- ・「命を守る」「命をつなぐ」対策の重点化
- ・長野県内では、塩尻市及び王滝村が新たに地域指定

建築物の耐震化等

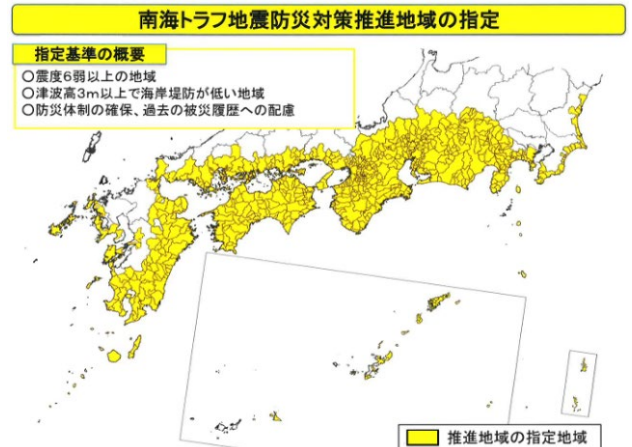
○住宅等の耐震化

耐震性が不十分な住宅・建築物について、耐震診断、耐震改修及び建替え等の耐震化を図るとともに、資金不足等でやむを得ず本格的な耐震改修等を行えない場合でも段階的又は部分的な耐震改修工事の実施、耐震シェルターや耐震ベッド等の導入等を図る。

【具体目標】

- ・居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）
- ＜推進地域（市町村（15,000人未満を除く。））＞
- 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】※（90%【R5】）

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定



② 地球温暖化対策の推進について

県議会における「気候非常事態に関する決議」、都道府県として初となる県の気候非常事態宣言、議員提案による「長野県脱炭素社会づくり条例」など、県民一丸となった地球温暖化対策が求められており、当協会では、信州健康ゼロエネ住宅事業の活用や ZEB の推進、県産木材の利用促進等に努めているところです。

しかしながら、年々夏の暑さが苛烈さを増し、各地でいままでにない豪雨災害が発生している状況であり、ゼロカーボンの更なる取組強化が必要な状況です。

一方、建築主には、ZEH・ZEB の推進が建築コスト上昇につながるのではないかとの懸念もあり、県民の理解増進や建築コストの抑制の観点から建築士の役割が一層重要となっています。

現在、県では、次の①～③に係る長野県地球温暖化対策条例の一部改正案に対するパブリックコメントを実施中（10月10日～11月10日）

- ① エネルギー消費量を削減した住宅の新築に関する事項
全ての新築住宅が誘導基準仕様 施行日:令和10年4月1日
- ② 新築建築物への再生可能エネルギー設備設置に関する事項
新築建築物（300㎡以上）への再エネ設備設置義務 施行日:令和10年4月1日
- ③ 設計者の役割の拡大に関する事項 施行日:令和9年4月1日
建築主からの求めがなくても説明義務ほとんど全ての新築建築物（延床面積10㎡超）

③ 良好な眺望景観の保全について

本県は、北アルプス、中央アルプス、八ヶ岳連峰等の日本屈指の山岳景観に加え、善光寺平、松本平、諏訪湖周辺等の盆地景観など、多様で特徴的な自然景観を有しています。また、善光寺や松本城等の歴史的建造物や中山道の妻籠宿をはじめとする重要伝統的建造物群による街並みも地域の重要な景観となっています。

優れた眺望景観の価値は、今後、人口減少が急速に進行する中においても、インバウンド需要の喚起や移住・定住の促進を通じて、地域振興を支える要素として、重要性が高まると期待しています。建築物はひとたび建設されれば長期にわたり景観に影響を与えることから、景観の維持には、個々の建築物の計画、設計及び施工監理の各段階における建築士の専門的な配慮に加え、面的・広域的な保全の観点が不可欠です。

県では、次の内容に係る長野県景観条例の一部改正及び景観育成計画改定に係るパブリックコメントを実施済み。（令和7年7月22日～8月22日）

- ① 令和5年度から景観育成計画の改定作業に着手
景観行政団体を含む市町村と県との景観育成ビジョンを作成予定
- ② 広域的なビューポイント（特別眺望点）の指定
眺望範囲内で行われる大規模な行為に対し、計画書の作成、公表、広域景観アセスメント制度の創設、景観育重点地域の追加指定（現在4）

木曾平沢の街並み（重要伝統的建造物群）



改修例



④ 長野県産木材の利用促進について

本年3月に「信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例」が制定されたことを契機に、5月に、当協会、建築士会、J I A、長野県森林組合連合会、長野県木材協同組合連合会及び県の6者により連携協定を締結

この協定に基づき、県産木材の利用促進に係る具体的な取組に向けて、7月から協定締結団体の定例会議を開催（当協会では県内4ブロックから計5名の担当役員を選任し参加）

※ 条例の規定による「建築関係事業者の役割」

第10条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産材の利用の促進、県産材に係る知識の習得、木造建築技術の継承及び人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【定例会での主な意見・課題】 ※第1回（7月）、第2回（9月）、第3回（10月予定）

- ① コスト高に対する助成
- ② 供給不足（乾燥機、合板（CLT）業者、J A S材※）、非住宅では2年かかることもある。
- ③ 技術者（大工及び設計者）の不足
 - ※②、③小規模建築物の構造計算に係る建築基準法の改正（500㎡ → 300㎡）
- ④ 地域工務店の活性化（木材の使用量少ない住宅メーカーのシェアが高い。）
- ⑤ 市町村の公共建築物の木材利用の推進（啓発）
- ⑥ 県民（建築主）への啓発強化、義務化も必要かもしれない。

1. JAS製材の現状

- ・ 戸建て住宅等の小規模建築物は、これまで構造計算が不要であったため、**構造用製材のJAS格付率は3割程度。**
- ・ 令和7年4月の改正建築基準法の施行に伴い、小規模建築物における構造計算の対象が拡大。**品質・性能の明確な製品へのニーズが高まる**ことが想定。
- ・ 令和6年度に、関係者からの要望を踏まえて、**製材JASの見直し**を実施。令和7年1月末に告示を改正、7月末の施行を予定。

■国内生産製材のJAS格付率(令和5年度)

区分	生産量 (万m ³)	格付量 (万m ³)	JAS格付率
製材	796	98	12%
うち構造用製材	245	62	25%

資料：生産量は農林水産省「木材統計(令和5年)速報値」
格付量は農林水産省「業務資料(令和5年度実績)速報値」
注：統計データの集計期間は異なる(生産量は暦年、格付量は年度)

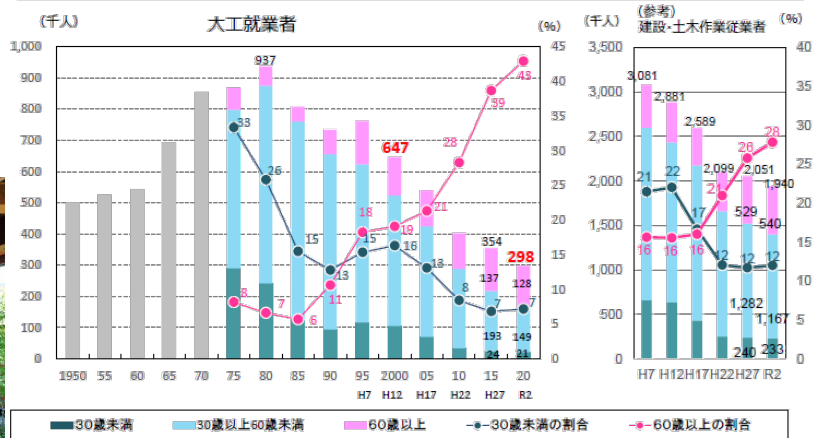
【建築例】



当協会建築作品表彰 50周年特別賞(HAL 設計室)

大工就業者数の推移

○ 木造住宅の担い手である大工就業者数は、令和2年に約30万人と、20年間で半減。人数の減少率と高齢化（60歳以上の比率）は、建設業従業者(全体)に比べて大きい。



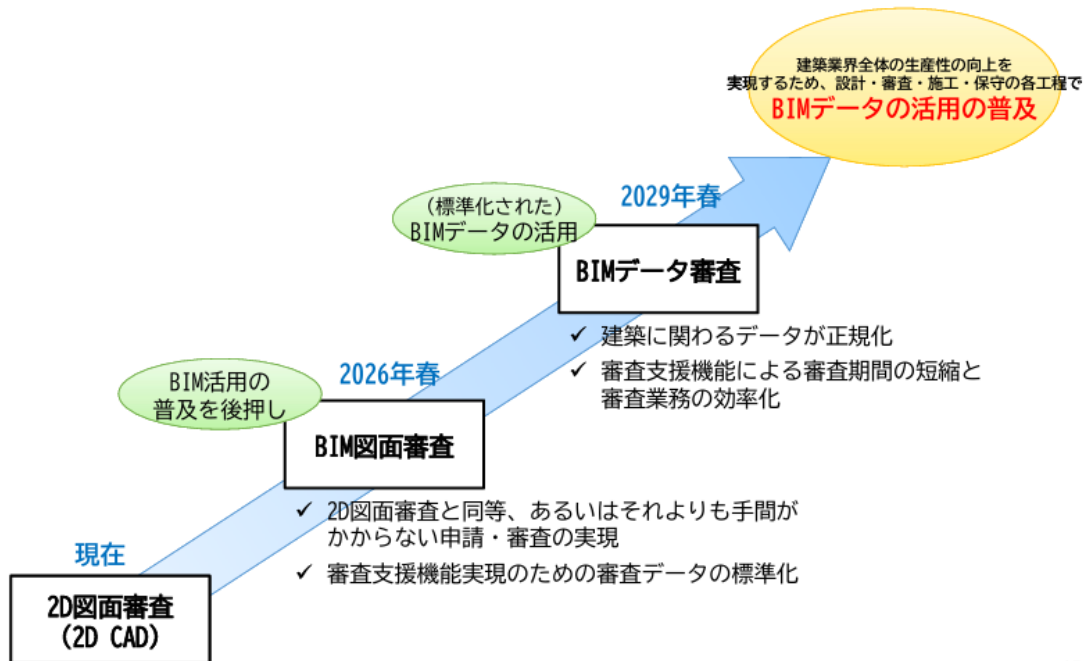
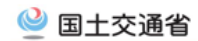
(総務省「国勢調査」)

⑤ 建築分野における BIM の活用・普及状況の実態調査 確定値<詳細>
(令和7年1月国土交通省調べ) から

建築分野における生産性向上等のため、国の建築分野のDXの一環として、BIMが推進され、様々な分野で活用が広がるAIについても、建築分野での導入が進み始めています。

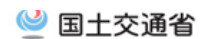
BIMについては、来年度から建築確認申請に導入されることとなっていますが、BIMの導入率は依然として6割程度であり、導入済みであってもBIM活用案件が20%未満が半数以上です。また、BIM活用人材が不足していると回答している事業者も約6割に上っています。

BIMによる建築確認とBIM活用の目指す姿



15

BIM図面審査開始までのスケジュール(予定)



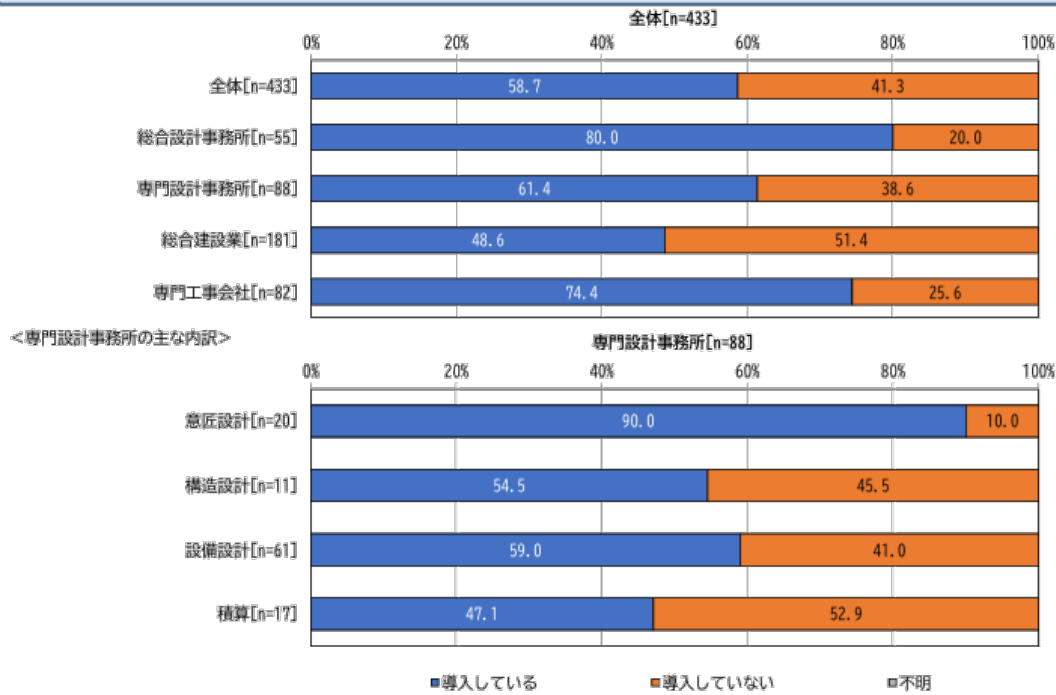
	R6年度まで	R7年度				R8年度以降
		4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	
BIM図面審査制度の整備			本日			BIM図面審査開始 (R8年4月1日予定)
		<ul style="list-style-type: none"> ★BIM図面審査ガイドライン(案) ★入出力基準(案) ★入出力基準適合申告書(案) ★確認申請図書表現標準(素案) ★BIM図面審査マニュアル(素案) 	<ul style="list-style-type: none"> ★事前公表版 ★事前公表版 ★事前公表版 ★事前公表版 ★案 	<ul style="list-style-type: none"> ★建築基準法上の対応方針公表 (施行規則、告示等の改正を予定) ★初版 ★初版 ★初版 ★初版 ★初版 	<ul style="list-style-type: none"> ★初版 ★初版 ★初版 ★初版 	<ul style="list-style-type: none"> ※あわせて制度説明会の実施を予定 制度説明動画 オンライン配信
確認申請用 CDE (ICBA)		★説明会実施 (5/22)	★料金体系策定予定 (8月) ★説明会実施 (8/28)	★説明会実施 (10月) ★WEBポータル開設 (10月)	運用準備 (ユーザー側)	

66

集計結果(クロス集計・分野別) BIMの導入状況

建築BIM推進会議 設計・施工等の13団体へのアンケート(令和7年1月 国土交通省調べ)

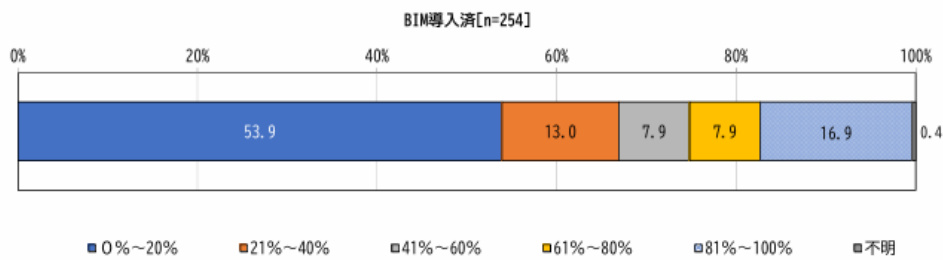
クロス集計:Q1-1,Q1-2 企業の属性×Q3 所属する企業(所属部署)におけるBIMの導入状況



集計結果(単純集計) BIMを導入している企業

建築BIM推進会議 設計・施工等の13団体へのアンケート(令和7年1月 国土交通省調べ)

Q11-2:所属部署で過去1年に受託した案件のうち、BIMを活用している案件の割合(単一回答/%)



集計結果(単純集計) BIMを導入している企業

建築BIM推進会議 設計・施工等の13団体へのアンケート(令和7年1月 国土交通省調べ)

Q24:所属部署におけるBIMを活用する人材の充足状況(単一回答/%)

